

# 震災に係る営農相談の窓口を開設しました！

北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部(栗原農業改良普及センター)では、東北地方太平洋沖地震により営農活動に支障が生じている農家の方々の相談窓口として、「東日本大震災営農生活相談所」を平成23年4月7日から開設いたしましたので、ご利用下さい。

- 受付時間：平日、午前8時30分から午後5時15分まで  
電話 22-9437, 22-9404, 22-2268
- 相談方法:電話又は面談で行ないます。
- 相談内容
  - 営農生活資金
  - 移転受け入れ農地情報
  - 農地の利用調整
  - 農業機械, 施設の整備
  - 被災農地における農作物の技術対策
  - 農作物の作付計画
  - 畜産関係情報
  - 代替作物の導入検討 他